

令和 7 年度( )第 号

事業名 :

委託名 : 東山墓園管理業務委託(清掃・施錠)

仕 様 書

名 張 市

# 仕 様 概 要 書

施行場所	名張市 下比奈知 地内
設計金額	一金 円
	(内消費税額 円)
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
事業量	
委託の概要	
清掃工(園地清掃・年24回)	A=4.11ha/回
清掃工(休憩所清掃・年12回)	A=165m <sup>2</sup> /回
清掃工(合同追悼所(追悼碑周辺)・年52回)	A=18m <sup>2</sup> /回
清掃工(便所清掃・年52回)	A=70m <sup>2</sup> /回
施設管理(休憩所・便所開閉)	N=365日

# 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	代価番号	摘 要
業務委託費(東山墓園管理業務委託)								
直接工事費			式	1				
運搬費			式	1				
準備費			式	1				
仮設費			式	1				
役務費			式	1				
安全費積上			式	1				
共通仮設費計			式	1				
純工事費計			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価計			式	1				
一般管理費			式	1				
委託価格計			式	1				
消費税相当額			式	1				
請負委託費			式	1				

## 工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
施設整備		式		1		
墓園管理		式		1		
清掃		式		1		
園地清掃（可燃/不燃分別、ごみ袋代含む）	4.11ha × 24（月2回）	ha		98.64		
休憩所清掃	165m <sup>2</sup> × 12（月1回）	m <sup>2</sup>		1,980		
合同追悼所（追悼碑周辺）清掃	18m <sup>2</sup> × 52（週1回）	m <sup>2</sup>		936		
便所清掃	70m <sup>2</sup> × 52（週1回）	m <sup>2</sup>		3,640		
トラック運搬	普通 2t	台		24		

## 工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
可燃ごみ処分費		kg		10,000		
施設管理		式		1		
休憩所・便所開閉業務		日		365		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		



## 特記仕様書

1. 清掃作業回数は委託の概要記載のとおりとし、作業にあたっては、実施時期や範囲・箇所等について発注者の指示により実施するものとする。ただし、発注者が必要と認める場合にあつては、清掃作業を別に行うものとする。これに伴う人件費等については、委託料の範囲内とし、別途支払いはしないものとする。
2. 各作業で発生したごみ等については、種類毎に分別し、受注者の責任において処分するものとする。
3. 各作業で必要となる機器・車両・用具・消耗品等については、受注者において調達し負担するものとする。
4. ごみの回収・処分について
  - ① 清掃作業については、休憩所は月 1 回、園地清掃は月 2 回、便所及び合同追悼所（追悼碑周辺）清掃並びに園内ごみの回収は原則毎週月曜日に実施する。ただし、8 月 8 日～16 日、9 月 13 日～27 日、12 月 28 日～1 月 4 日、3 月 11 日～25 日の間は、毎日園内ごみの回収を行うものとする。
  - ② ごみの処分費については、概算で計上していることから処分量の実績に応じて変更契約を行うものとする。したがって、処分施設等へ搬入したごみの数量を明らかにする書類（伝票等）を完了時に提出すること。
5. 施設の開閉業務について
  - ① 墓園内施設の開閉業務については、事前に従事者名簿により発注者に報告のうえ業務にあたること。
  - ② 休憩所、便所は、毎日午前 8 時 30 分に開錠し、午後 5 時に施錠すること。
  - ③ 8 月 8 日～16 日、9 月 13 日～27 日、12 月 28 日～1 月 4 日、3 月 11 日～25 日の間は、国道 368 号線側（ドン・キホーテ横）の出入口を解放するので、それぞれの時期の初日に開門し、最終日には閉門を行うこと。
6. 便所清掃・開閉業務の際は、トイレトペーパーの補充についても行うこと。なお、トイレトペーパーは受注者において調達し負担するものとする。
7. 休憩所の清掃においては、床の掃き掃除及び机・椅子の拭き掃除、喫煙所のたばこの吸い殻の回収を行う。

8. 園地清掃においては、園路等に蓄積、散乱しているごみ及び落ち葉等を適切に回収するものとする。側溝及び集水桝について、泥上げ等の清掃を行う。グレーチングのあるところはグレーチング下も清掃を行い、雨水等があふれないようにする。
9. 合同追悼所（追悼碑周辺）清掃においては、合同追悼所献花台の献花のごみ及び落ち葉等を適切に回収するものとする。また、合同追悼所モニュメント及び献花台の清掃も行うものとする。
10. 凍結等で通行に危険が見込まれる箇所には、発注者と協議のうえ、適宜融雪剤を散布するものとする。
11. 提出書類【提出時期】
  - 現場代理人等通知書【業務実施前】
  - 工程表【業務実施前】
  - 開閉業務従事者名簿【業務実施前、随時（変更時）】
  - 作業日報（管理日誌）【契約代金請求時（年4回）】
  - 清掃・ごみ回収等の各作業写真（作業前、作業中、作業後、それぞれの作業日がわかるもの）【契約代金請求時（年4回）】
  - 清掃作業で発生したごみの処分量がわかる書類（受入伝票の写しと集計表）【年4回】
  - 完了通知書【業務完了後】
  - その他発注者が指示する書類【随時】
12. 作業にあたっては、墓園利用者の安全を確保するとともに、墓石、設備等に損傷を与えないよう十分注意すること。
13. 作業が原因で第三者及び墓石、設備等に万一損傷を与えたときは、速やかに発注者に連絡するとともに、受注者の責任において復旧に要する費用を全額負担し、損害等について賠償すること。
14. 崩落地付近の作業にあたっては、発注者と事前に協議の上、作業実施にあたっては事故防止に努めること。
15. 作業中における受注者の責任に帰する災害、事故については、受注者が責任を負うこと。

16. 施設等に異常がある場合は、速やかに発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

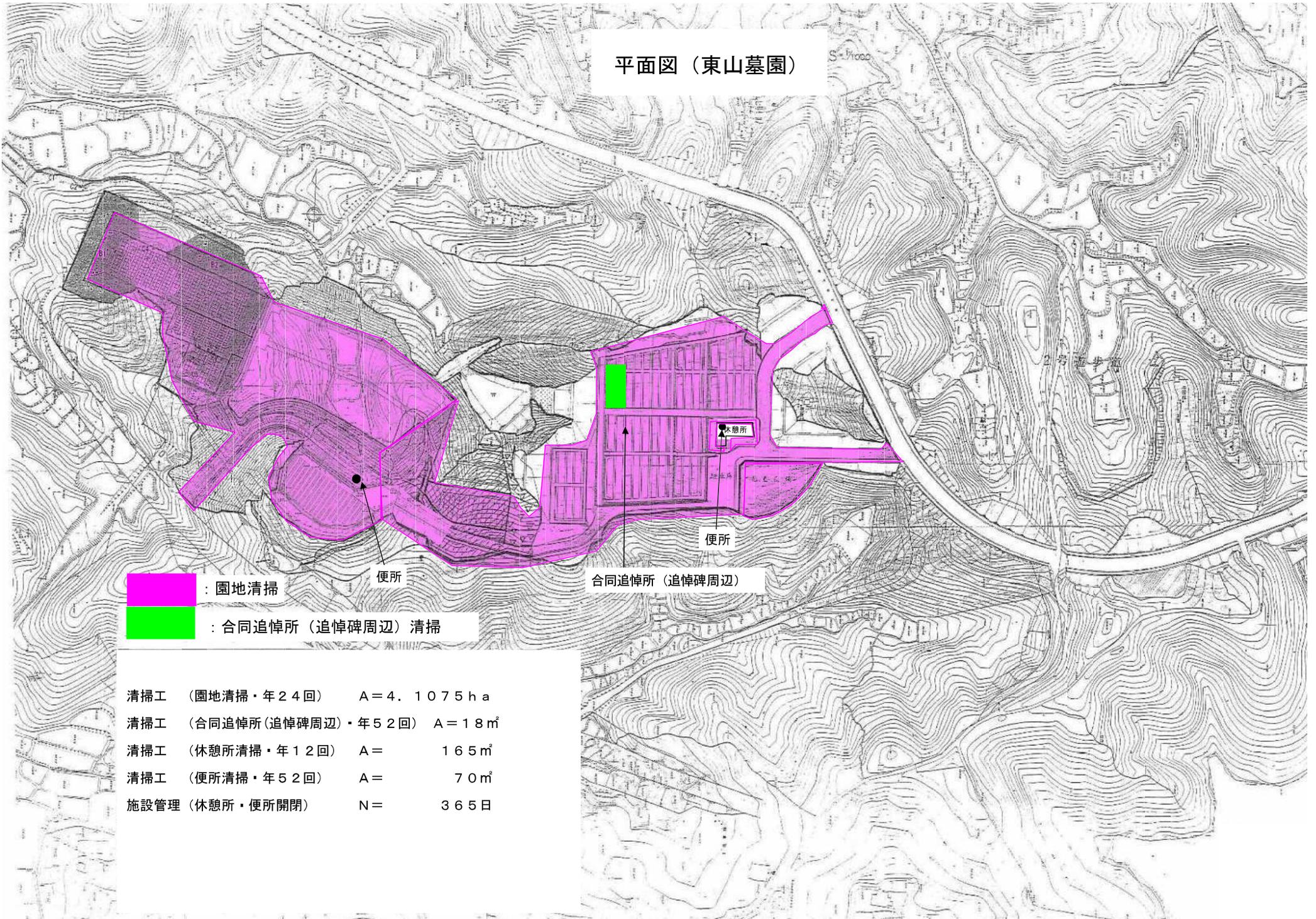
17. その他、この仕様書に定めのない事項については発注者と協議のうえ実施するものとするが、変更内容が軽微な場合については、これにかかる契約代金の清算は行わない。

18. 契約代金支払方法

支払方法は年4回払いとし、各回の支払金額は契約代金の25%とする。但し、100円未満の端数が出る場合は4回目に合算して支払うものとする。

1回目の支払いは4月～6月分、2回目は7月～9月分、3回目は10月～12月分、4回目は1月～3月分とし各回の作業終了後、受注者からの請求により支払うものとする。

# 平面図（東山墓園）



- : 園地清掃
- : 合同追悼所（追悼碑周辺）清掃

清掃工	（園地清掃・年24回）	A=4.1075ha
清掃工	（合同追悼所（追悼碑周辺）・年52回）	A=18m <sup>2</sup>
清掃工	（休憩所清掃・年12回）	A=165m <sup>2</sup>
清掃工	（便所清掃・年52回）	A=70m <sup>2</sup>
施設管理	（休憩所・便所開閉）	N=365日